

新たな税制改革の潮流と抜本的税制改革

— 公平から効率へそして格差是正も —

森 信 茂 樹

はじめに

ただいま御紹介いただきました森信です。今日は、税制改革の世界的な潮流を踏まえて、我が国の抜本的税制改革はどうあるべきかという私の考え方をお話ししたいと思います。

実は先週、フランスとドイツに行ってきました、ドイツ大蔵省とフランス財務省、それからOECDの税制委員会の方々と議論してきました。その成果も踏まえつつ、お手元のパワーポイント

に基づいて説明したいと思います。

一、世界の税制改革の潮流

(1) 税制改正の潮流

世界の税制改正の潮流としては、「公平から効率へ」という大きな流れが一つあります。もうひとつ、そこで出てきた格差の問題を是正するため、所得税の累進機能、所得再分配機能を強化することの必要性が強く認識され、「税と社会保障の一体化」という形で対応が進んでいます。課税

ベースを広げて税率を下げていくというレーガン、サッチャー以来のサプライサイドの税制改革がひずみをもたらしてきており、それを手直しする必要性から、「税と社会保障の一体化」による所得再分配機能の強化が行われつつあります。

このような二本立てで、ヨーロッパをはじめとする先進諸国の税制改革が進んでいるということ、最初に申し上げたいと思います。(資料1頁、文末参照)

後で出てきますが、アメリカの税制改革においても、この二つの柱は変わっておりません。同じような形での税制改革案が出ているということ、す。他方、我が国ではこういう問題意識が必ずしも明示的に示されないまま、何となく税制議論が停滞しているわけで、まずこの辺の議論を我が国でもすすめていくべきではないかと思ひます。それが今日の話の結論です。

(2) 先進国の税負担

最初に、ざっと先進国の税負担、あるいは税体系を御説明したいと思います。(資料2頁)

ここで注目されるのは、「OECD Total」の数字をみると、二〇〇〇年をピークに税負担は横ばいになってきているということです。ヨーロッパでも社会の高齢化が進んでおり、そのための財政需要が急増しているにもかかわらず、税負担のほうはそれほど上がっていない。これは、経済がよくなってきたこともありすが、租税政策の方向として、トータルの税負担を上げて対応していくというよりは、税制の中身を効率的にしていこうという考え方に変わってきた、という説明がOECDでもなされております。

個人所得税の最高税率をみると、わずか五年間に、各国平均で三・六ポイント下がっております。(資料3頁)

それから、法人所得税率（法定税率）は、この五年間に、やはり五〜六ポイント下がっております。日本はこの間には変わっていません。（資料4頁）

二、新たな潮流その一

(1) 公平から効率へ

今の二つの事実、税負担の引き上げが限界に達しつつある中で、所得税も法人税も、最高税率あるいは表面税率を引き下げているということですが、具体的にどういう税制改正が行われてきたかという点、公平から効率へという大きな流れの中で、成長志向の税制改革がおこなわれているということです。

公平から効率へという大きな変化というように聞かえますが、いろいろ分析してみますと、よ

り高い公平性を達成するためには、より効率的な税制でなければだめだ、という認識が背後にあり、決して効率だけ高めればいいというものではありません。効率的な税制を構築することによって、租税回避も少なくなり、無駄な所得移転も少なくなる、また経済に与える歪みも是正されるという意味において、全体として公平な税制が構築されてくるという流れです。

ここに並べていますが、この十数年の税制改正の流れです。まず北欧に始まった二元的所得税です。（資料5頁）

それから、オランダに、ボックス・タックスとして波及します。この辺は、資本移動が自由な小国の議論でした。しかしこれが、ドイツの税制改革に波及し、利子・配当・キャピタルゲインを二五％で、源泉で分離して課税するという税制を二〇〇九年から導入するということを決定しており

ます。ドイツの財務省の担当者にいろいろ質問してきましたので、後で詳しくお話したいと思います。

ヨーロッパの場合はEU統合・通貨統合がなされていて、人とか物とかカネとかが非常に移動しやすいので、それに対処しなければいけない。法人所得税率を上げれば会社は逃げていくし、個人所得税率を上げれば人が逃げていく。そういう中で、こういう税制を構築せざるを得なかったという流れです。

他方、海を越えたアメリカでは、経済成長志向の効率的な税制改革案として、二つの抜本的税制改革案が出てきております。その中の第二案は、配当、キャピタルゲイン、利子を一五%で課税するので、ドイツや北欧の二元的所得税と考え方が似ています。

それから、最近に注目されているのは、ロシ

ア、東欧諸国のフラット・タックスです。これはアメリカでいう、いわゆるホール・ラブシユカ型の消費課税としてのフラット・タックスではなくて、所得税の累進税率をやめて、一本で課税し、控除もほとんどないという、ある意味では極めて逆進的な税制で、旧社会主義国で広まっています。

(2) IMF・OECDの見方

税制調査会はことしの五月、IMFのミッションを呼び世界の所得税制改革を議論しました。(資料6頁)

そこでは、世界の資本所得に対する税制は、これまでの包括的所得税から、支出税(これは消費税ですが)、二元的所得税、フラット・タックスに変遷してきているというっております。

今回、OECDの租税委員会で議論しました

が、今や世界の大宗はセミ・デュアル・インカム・タックスで、その代表が日本だと明言していました。包括的所得税がこれから申しますようなさまざまな問題を抱え、税制は、二元的所得税のような資本所得を分離する形でより効率的な税制に向かいつつあるというのが、最初の話です。

(3) 二元的所得課税

二元的所得税というのは、皆さん御存じだと思いますので詳述はしませんが、資本所得、利子・配当・キャピタルゲイン等と勤労所得と分けて、資本所得は勤労所得の最低税率でフラットで課税する。なるべく源泉徴収をかませて課税する。これが法人税率とも等しくなっている、という税制です。(資料7頁)

他方で勤労所得は、人々の持って生まれた才能とか努力とか、そういったもので所得に差がつく

ので、社会的に再分配する必要があるということ、累進税率を課すという税制です。

これは、私が主税局総務課長のときに、金融問題小委員会というのがありまして、石先生から、北欧諸国の税制を勉強したらというヒントをいただき、小委員長である大阪大学の本間先生と相談したら、この税制はなかなかいいじゃないかといわれ、九八年の報告書に書いたのが始めです。それから今日まで一〇年近くたちましたが、この一〇年に非常に広まった税制です。

(4) 消費課税の態様

実は、二元的所得税が、消費課税(消費を担税力として課税する税制)に向かうステップの税制だということをお話ししたいと思います。

消費とは何か。消費は所得から貯蓄を引いたもので、それは賃金・利潤等の付加価値を足し上げ

たものでもある。この三つは恒等式です。(資料8頁)

消費を課税ベースとして課税するのがVAT、日本の消費税。次に、所得から貯蓄として使わなかったものを差し引いて消費を出し、それを課税ベースとして直接税として課税するのが支出税。それから、付加価値を積み上げて課税するのがフラット・タックスです。注目いただきたいのは、消費税の本質は、貯蓄には課税しない税制である、ということです。

貯蓄に課税しないというのは、貯蓄から上がる利子とか配当とかキャピタルゲインとかの資本性の所得に課税しないということで、この課税を引き下げていけば、消費課税に近づくわけです。

(資料7頁)

OECDなどの認識でも、二元的所得税というのは包括的所得税から消費課税へ向かうミドルウ

エー、中間的な税制だと認識しております。

一足飛びに消費課税に向かうというのはなかなかいろいろな問題があるけれども、消費課税の長所、資本に対する負荷の少なさをうまく取り入れた現実的な税制、政治的にも受け入れ可能な税制として二元的所得税が考え出された、その意味で消費課税へのブリッジだということをいっております。

(5) ドイツの税制改革

このような税制がドイツの税制改革に波及しました。直接の動機は、EUの財政収れん基準、財政赤字はGDP比3%以内というルールを二年連続達成できなかったことです。そこで、財政再建への国民の意識の高まりを背景に税制改革が議論されました。(資料9頁)

選挙が行われ、当時の与党でありますシュレー

ダー政権は、所得税を上げて財政赤字を賄おうじゃないかと提案しました。逆に、野党CDUは消費税を上げて財政赤字を賄うということで選挙を戦った結果、どちらも過半数をとれなくて、大連立になりました。

連立した結果、所得税も消費税も上げることにまりました。消費税は一六から一九%に上がり、所得税も最高税率を引き上げましたが、所得税の引き上げはコスメティックなもので、それほど規模の大きなものではありません。

消費税引き上げのうち、二%は財政再建に、一%は失業保険の引き下げということで、主として企業負担分を軽減するのに使います。

第二ステップとして、二〇〇八年から、国際競争力確保のための法人税改革として、実効税率を四〇%から三〇%に一〇%下げるということを決定しました。

(6) 法人税の表面実効税率の国際比較

図は、法人税の表面実効税率です。国税と地方税の調整をして、表面税率を足し上げたものです。(資料19頁)

これを見ますと、日本とアメリカとドイツは、実効税率が四〇%です。残りの国は三〇%前後です。イギリスは三〇%を二八%にすると財務大臣が明言しました。フランスは、今三三%ですが、サルコジ大統領は下げるといっております。ドイツが一〇%下げて、ヨーロッパ並みの水準になると、日米だけが四〇%となります。

ドイツは、国境を接しており、法人税が高いと、企業の競争力が落ちる。また、工場を移転するというより、タックスプランニングとして、オランダに持ち株会社をつくって孫会社としてドイツでオペレーションをする、このようなことが蔓延しています。日本企業も欧州でこのようなプラ

ニングをして、税負担を軽減しています。

そういう形で、本来ドイツに落ちるべき法人所得（ひいては雇用）がどんどん低税率国へシフトしていつている。そういうことに対する危機感があり、それを取り戻そうということで、法人税率を引き下げるわけです。

残る高税率国はアメリカと日本だけになるので、アメリカは、タックスプランニングの国として、表面実効税率は四〇％といいましたけれども、実際、大企業の払っている Effective Corporate Tax Rates、これが本当の実効税率ですが、これを見ますと、半分以下の一七％ぐらいしか払っていない。大企業は非常に活発なプランニングをやっているわけです。（資料20頁）

わが国企業は、基本的にまじめな納税がなされていて、研究開発減税により実効税率が下がるといふ要素はありますが、プランニングの影響は今の

ところあまり見受けられません。つまり、日本だけが法人実効税率の高い国として残ってしまった、このことが今後大きな課題となります。もっとも後で申しますが、企業の社会保険料負担を含めると、わが国企業の負担はまだ低く、時間的には余裕があるともいえます。

それでは、さっきの話に戻ります。（資料9頁）ドイツが第二弾として二〇〇八年からの法人税の実効税率の引き下げを決めた。それから、第三弾として、二〇〇九年から、二元的所得税の考え方で、金融所得を一元化して源泉分離課税する。

キャピタルゲインをどうやって源泉分離するかと聞きましたら、日本の特定口座と同じ発想です。ドイツの場合は、ユニバーサルバンクで、銀行・証券双方の業務を行っています。そして、本人確認された口座の中で、利子・配当・キャピタルゲインを把握・相殺して、最後に金融機関が二

五％掛けて、税務署に申告・納付してそれで申しまいです。そのスキームに乗らない人は申告に行くということらしいです。

このような仕組みはドイツ銀行業界が財務省に強く働きかけたといっております。そういう意味では、銀行が責任を持って適正に執行されるスキームをつくるということで、今作業中だそうです。

今までドイツは一年超の株式譲渡益、キャピタルゲインについては非課税だったわけです。しかし、実際起きていることは、陸続きのほかの国への資金移動です。そこで、こういう形で源泉で分離して軽減した税率で課税するほうがドイツに資本が残るだろう、それがドイツの銀行にとってもいいのではないか、こういうことが背景にあるのではないかと思います。

ドイツの法人税改革は、単にドイツの企業の負

担を下げ国際競争力を回復するというよりは、プランニングで逃げているものを取り返すということをしきりにいっております。

(7) オランダの税制改革

前後しますが、オランダが二〇〇一年から入れたボックス・タックスは、二元的所得税の変形です。所得を三つに分けて、資産については見なしで課税します。資産からの収益率を四％、これは長期国債の利回りだそうですが、四％と見なしで、これに三〇％の分離課税をする。つまり、純資産価格の一・二％を課税するということです。

(資料10頁)

ここで注目したいのは、こういう課税をしますと、未実現のキャピタルゲインも時価評価されて課税されるということです。同時に富裕税が廃止されておりますから、そういう意味においてはそ

れほどドラスティックな改革ではないのかもしれませんが、金融所得を広く薄く源泉国で課税することに、各国とも努力をしている姿がここで浮かびます。

(8) アメリカの税制改革

他方、海を越えたアメリカでも、二〇〇五年一月に出ましたブッシュ大統領の税制改革諮問委員会報告書（超党派の委員会）で興味深い事実が見てとれます。（資料11頁）

アメリカでは年金とか税制とか大きな改革をやるときには、超党派の委員会を大統領がつくりまして、議長は与党、副議長は野党という形で議論します。政権が変わっても、報告書は生きるわけです。例えば、ブッシュは、積み立て制度を一部導入するという年金改革法案を出しましたが、これはクリントン時代に超党派の委員会が提言した

ものです。したがって、大統領選挙では減税だ、増税だという話はそんなに大きな論点にはならないわけです。そういう意味では、日本も大いに学ぶべき政策手法だと思います。

さて、改革案の第二案は、消費課税の色彩をちりばめたものです。配当・株式譲渡益、利子、これを一五％で分離課税をします。あと、企業段階での利子の損金算入を否認します。これは消費課税の考え方です。利子を法人段階で課税して、個人段階では利子は配当と同率で課税する。こういうふうにしますと、配当と税負担が同じになるわけです。配当も法人の段階で法人所得課税され、個人の段階では利子と同じ課税が行われるわけですから。

これはまさに消費課税に向かう第一歩です。個人段階の課税をゼロにすれば、賃金、利潤、利子といった付加価値を一度だけ課税する税制である

消費課税になってしまいうわけで、そういう形で、アメリカでも効率的な税制が考えられてきたわけです。

①包括的所得税の問題点

背景を整理しますと、まず、経済の国際化・複雑化の中で包括的所得税の問題点が出てきたことが挙げられます。課税ベースが、政治的な要因等で狭くなってくる。年金とか住宅とかさまざまな特例措置ができあがる。それから、税制が複雑になってくる。複雑になった結果、得るのは高額所得者。税理士とかタックスロイヤーをつけられる高額所得者のほうが、その複雑性を利用して税負担を軽減することができる。（資料12頁）

公平のために複雑にしてきた税制が、結果的には公平ではなくなったというパラドックスが、アメリカでは生じているわけです。それから、足の

速い所得に課税する問題とか、租税回避の問題です。利子控除と減価償却を組み合わせた租税回避が蔓延しておりますが、そういったことが改革に向けての機運を醸成してきました。

②直接金融と間接金融の中立性

二番目に、アメリカ的な理由ですが、直接金融と間接金融の中立性の問題があります。アメリカでは二重課税の調整がなされていませんので、これを何とかしたいという強い意向があるわけです。特に、貯蓄・資本不足の中でこの問題がクローズアップされる一方、完全調整方式のインピュテーションがEU裁判所で違法ということになり廃止されていく、そういう問題が出てきたということです。

③二重課税の問題

アメリカの場合は二重課税の調整をしないので、LLCとかLLPとか、有限責任パートナーシップ等のパススルー事業体が発達してきました。今や、アメリカでは、法人形態で得られる所得よりも、いわゆるLLP、LLC等から得られる所得のほうが多くなっています。

米国当局から見れば、せっかく法人という法形式で、取締役会とかコーポレート・ガバナンスの世界を構築したのに、LLPのような規制の緩い事業体にシフトするのは、問題だという意識があります。ファンドはほとんどLLCで運営されているわけですが、巨額の利益を稼ぐファンドへの反発も出てきています。

法人という長年の経験を踏まえた法体系が活用されなくなったのは、ひとえに二重課税のせいではないか、こういう反省が出てきています。二重

課税を軽減すれば、ファンド資本主義の弊害も減少する、パススルーのいろんな事業体が発達することも抑制できるという問題意識です。それが、アメリカ企業のコーポレート・ガバナンスの向上につながるのではないか。あるいは、無駄な借金をして利子控除という形でレバレッジをきかせ利益を圧縮させることもなくなるのではないか、これがアメリカの議論です。

④代わりの税制

三番目の要因は、現実的な代わりの税制が出てきたことです。今までは包括所得税にいろんな論点があるにもかかわらず、かわりの税制がVATしかないということだと、州税に小売売上税がある米国ではどうしようもないわけです。また、ヨーロッパのほうでも、VATはほぼ上限に達してきています。

しかし、いろんな形の選択肢、例えば二元的所得税、これは、先ほど申しましたように消費課税へ向かう税制です。あるいは、フラット・タックス。アメリカでは、学者に一番支持の多い税制です。それから、エックス・タックス、これは二元的所得税と似ていますが、フラット・タックスの變形です。

こういったものが出てきて、現実に法案化されたりしております。

以上三つの要因から、議論が盛り上がってきた原因・背景です。図表が、アメリカの税制改革案ですが、経済に負荷の少ない、効率的な税制を志向しています。(資料11頁)

三、新たな潮流その二

(1) 税と社会保障の一体化

二つ目の潮流は、がらつと変わります。レーガン、サッチャー以来の税制改革は、課税ベースを広くして税率を下げました。課税ベースを広くする、つまり控除を縮小すると、高所得者の人は増税になるのですが、税率を引き下げるので、税負担は変わらないか減少する、他方で経済は活性化するわけです。しかし低所得者層の税負担は増加するわけで、格差は拡大する。(資料13頁)

(2) 世界のジニ係数

世界のジニ係数を見ますと、九〇年代から一〇年間で、ほとんどの国でジニ係数が高くなり格差が拡大していることがわかります。(資料14頁)

非熟練労働者の賃金が、中国とかインドとかに代替され、高度なスキルを持った人とそうではない人との間に大きな所得格差が生じているということもありますが、それだけではなくて、税制の影響もある。レーガン、サッチャー以来のサブライサイドの税制改革が格差を大きくしてきたことは事実でしょう。

(3) イギリス・ブレアの税制

特にイギリスでは顕著です。サッチャー革命の負の遺産があり、一たび低所得者層に入ると、教育を受ける機会がなくて、労働のスキルが上がらない。上がらないからまた低所得者層になっていくという、社会的排除という現象が、九〇年代以降大きな問題になっていました。(資料15頁)

そこに、ブレアという新しい政権が誕生して、かつての労働党の大きな政府、なんでもかんでも

セーフティーネットでうけとめるという政策を排除して、ギデンズという社会経済学者が提唱した「第三の道」を進んでいくわけです。その中に、「ウエルフェアからワークフェアへ」、つまり、給付を拡充してセーフティーネットを張り巡らす政策は非常に効率が悪く、政府の肥大化を招くので、それにかわり、ワークフェアという思想、勤労を通じて、働いた場合には給付をするというインセンティブ政策を考えました。これは、トランポリンとかスプリングボードといわれています。貧しい人たちが落ちてきても、また労働市場に戻るようなインセンティブ政策を考えていこう。これがワークフェアの考え方です。

ブレアが考えた政策は、教育の重視とか労働訓練の重視とかいろいろあるのですが、その一つが、EITC、勤労税額控除というものです。一言でいえば、勤労に応じて減税あるいは給付をし

ていくということです。

先ほどもいいましたように課税ベースを広げるために、課税最低限がどんどん下がってきた。下がってくると、新たに課税ベースに入ってくる人たちが増えますから、その人たちは増税になるわけです。税率引き下げの恩恵を全く受けていませんから。払えない税負担を勤労を条件に、税額控除という形で返していく。税金を払っていない人には、給付していくという形で、税制と社会保障の一体化をしたわけです。

よく負の所得税といわれますが、単に足らざるところを給付する負の所得税とは異なります。勤労すればするほど給付額がふえるという意味において、インセンティブ税制です。

図の（資料15頁）詳しい説明は省略しますが、勤労を時間で管理してまして、週一六時間労働と週三〇時間労働ということで給付を与えます。

高額所得者には給付しません。

勤労税額控除に加えて、児童税額控除というものがあって、子どもが何人いるかによって給付額を変えます。この原型は、ニクソン時代にアメリカが Earned Income Tax Credit、EITC という形で入れたものです。それをクリントンが、ワークフェアという思想のもとで拡充した。ブレアはこれを、低所得者から中所得者へ拡大するとともに、より洗練された形で導入したわけです。

(4) 主要国のEITC

この制度は、ヨーロッパではスタンダードな政策となっていてまして、フランスはPPEを、昨大幅に拡充しました。オランダや、ハンガリー、ベルギー等の小国でも入っております。（資料16頁）

単に給付するのではなくて、勤労に応じて給付

するので、勤労促進、サブライサイドの税制としてOECDでも取り上げられています。

驚くことに、韓国も今年法案が通り、来年からこれを始めます。これは、韓国の財政経済部の作った資料ですが、盧武鉉政権ができて、大統領の新しい政策として導入を決定しました。名前も公募して、「勤労奨励税制」となりました。生活保護を受けていない人で課税最低限以下の人、その人たちに労働インセンティブをつけて、生活保護に落ちるのを防ごうとして導入されたものです。

アメリカでもニクソンのときに導入されクリントンで拡充されたことは述べましたが、ブッシュの税制改革案の中にもその拡充が書いてあります。

このような制度をわが国で導入するには様々な課題がありますが、第一段階で、所得控除を税額

控除に変えることから始めてはどうでしょうか。

例えば配偶者控除を一〇万円縮小し、その分の税収で子供一人当り二万円という税額控除を行う方法が考えられます。大統領改革案では、人的控除について、所得控除をやめて税額控除にしようという案になっております。(資料11頁) いろいろな人的控除を全部やめて、家族税額控除と勤労税額控除の二つにするということをいつておりますので、所得控除から税額控除へという流れは、大きな流れとして世界に定着していくと思います。

四、我が国の抜本的税制改革

そういうことを踏まえて、では日本ではどうすべきかということをも、残った時間でお話したいと思います。(資料17頁)

まず、効率的な成長志向の税制を構築する必要

があると思います。「効率」という言葉は日本の政府税制調査会の答申で余り使われていませんが、今や「効率」、さらには「成長」という言葉を使って税制を議論しなければ、世界の潮流にくれるのではないかと思います。具体的には、法人税と金融所得改革です。

もう一つは、格差問題への対応として、税と社会保障の一体設計をすすめて、給付つき税額控除の検討を開始する、この二つが結論です。

(1) 法人課税をめぐる問題点

法人課税ですが、我が国の法人課税は、高いか低いかというところの認識が必ずしもはっきりしません。(資料18頁)

この表で見る限りはドイツが一〇％下げると、米国と日本だけが四〇％と高税率国になります。しかしアメリカはタックスプランニングの国で、

多国籍企業はタックスヘイブン国に知的財産権(商標権とか特許権)の子会社を組織再編税制で課税繰り延べしながら作って、そこに利益をため込むわけです。(資料19頁)

もっととすさまじいタックスプランニングは、コーポレート・インバージョンといって、タックスヘイブンを本社にして自分はその子会社になるというものです。そうすると、タックスヘイブン税制は利かなくなる。そういうプランニングが大規模に進んでいるわけです。

米国のロースクールではこういうことばかり教えるわけで、日米の税に対する意識の差を痛感します。いずれにしても、アメリカの実効税率は四〇％よりはるかに下がっています。(資料20頁)つまり、日本が最も高い国になるわけです。

(2) 社会保険料負担の国際比較

ところが、日本の場合、社会保険料の負担が、ヨーロッパに比べて非常に低い。ドイツでは、この社会保険料の高さが企業負担の重さになり、失業問題に結びついているという認識が広まっており、それが企業減税とつながっていくわけです。(資料21頁) 減税によりドイツの企業は雇用をふやしてくれるのではないかということを、政権は繰り返し説明しております。

アメリカでも、レガシーコストの問題が深刻です。例えばGMの車一台つくと二、三〇〇〇ドルが、かつてGMで働いていた労働者の医療保険コストだといわれています。企業は一生自分の労働者の医療の面倒を見るシステムが一部残っています。日本は高齢者医療はすべて国で面倒を見ます。

フランスでは一〇〇%企業負担の社会保険料が

多くあります。そういうわけで、日本の企業の社会保険料負担は低く、それを入れて考えると、まだ余裕があるのではないかということも事実です。

しかし、いずれにしてもここ数年のうちに、一層のタックスコンペティションが進み、早晚日本も下げざるを得なくなると思います。

(3) VAT

今回、ドイツで一六%のVATを一九%に上げたわけですが、それを国民が受け入れた背景の一つは、食料品等が軽減税率になっており、そこは動かさなかったもので、一般の人は仕方ないかなということになったことがあります。

またVATは、輸出するときには全部還付する輸出免税になっているので、企業の国際競争力はVAT引き上げにも拘らず痛まないわけです。そ

いう意味において、VATというのは極めて優れた税制で、これがあるから、大きな改革ができたといえましょう。

(4) 地方の法人課税の問題

ただ、法人税の問題を考えるとときには、地方税の問題と一緒に考えなければいけない。(資料23頁)

地方には、法人所得税として法人事業税と法人住民税の二税が存在しています。地方に法人所得税があるのは、単一国家では日本だけです。アメリカとかドイツという連邦国家では、自ら税収を賄わないといけませんから、州は法人にも課税しています。英国やフランスでは地方の法人課税はありません。日本の地方税にしめる法人所得税の比率は高く、後述するように、地方税の在り方としても問題が多く、何とかしなければならぬ。

ドイツには、有名な営業税がありますが、今回税率を下げます。(資料24頁)

法人二税の問題は、これがあることによって、自治体の税収が不安定化し偏在化することです。問題が表面化しないのは、地方交付税があつて、全部ならしてくれたからです。これからは地方交付税の総額がどんどん減っていく。そうすると、偏在と不安定な税収という問題が表に出てくるを得ない。そこで、改革の機運が起きてくるわけです。この問題を同時に解決しなければ、わが国の法人税の問題は解決しません。(資料23頁)

先ほどの図で見ますと、日本の場合は、国税に加えて実効税率でいえば二一〜二三%の事業税、住民税があるわけで、これをどうするかあわせて考えなければならないということです。(資料24頁)

(5) 地方分権の税源移譲

結論的にいえば、国と税源交換をしていかなければいけない。消費税のうちの地方消費税の取り分をふやしつつ、国が法人二税を引き取る、税収は同じ、そういう税源交換をする必要がある。ただし、それは、消費税が上がるときでないとできないでしょう。(資料26頁)

そのほかにも、垂直的の公平とか水平的調整とかいろいろな方法・課題が残っていますが省略します。

(6) 金融所得の一元化と貯蓄優遇税制

次の話題に移ります。効率的な税制として、金融所得の一元化を早く進めないといけない。ドイツがあつという間に日本を追い越して、利子も配当もキャピタルゲインも一体化する税制を構築することになりましたが、日本ではこれがなかなか

進んでいかない。(資料27頁)

その際さらに、財産形成の自助努力を支援する貯蓄優遇制度をうまく加味することができれば理想的だと考えています。米国のIRA、ロスIRA、401k、英国のISA等貯蓄優遇制度が個人の資産形成に大きな効果を發揮しています。運用益を非課税にする、あるいは、貯蓄するときに所得控除をして引き出すときは全額課税する、この二つは同じで、消費課税の思想に基づくものです。貯蓄優遇税制というよりは、税制の消費課税化を進めるということ、大義名分がある話です。

(7) 米国の貯蓄優遇制度

図は、米国大統領提案の貯蓄優遇制度です。抛出時非課税と抛出時課税のものがありますが、これを全部RSIに一本化して、年間抛出限度額を

五〇〇〇ドルまで非課税という提案を大統領案として出しています。イギリスでもISAというもっと規模の大きなものがあります。(資料28頁) 私は金融所得を一元化する次の段階ではこういった貯蓄優遇税制を考えていくことが必要ではないかと思っています。これは、貯蓄優遇税制と考えると問題があるかもしれませんが、所得課税から消費課税へという流れだと理解すれば問題ないと思います。アメリカもイギリスもそういう政策を拡充しているということです。

私が前から提案している金融所得特定口座は、日本発のグローバルスタンダードな税制と思っていただのですが、ドイツが導入を決定し先を越しました。(資料30頁)

(8) 二重課税の調整

最後に、二重課税の調整という問題についてで

す。

先ほど申しましたように、二重課税はヨーロッパの世界ではインプテーションという形でほぼ完全に近い形で調整されていたわけですが、インプテーションが余りに複雑で、あるいは域内非居住者の株主にはインプテーションができないということなので、内外無差別の原則に反し廃止になりました。そこで、ドイツは、配当所得の二分の一だけを課税所得とするという税制に変え、実質的に二重課税の調整を行う方法にかえました。

(資料32頁)

ドイツの新たな税制改革では、配当は利子と同様二五％の分離課税となりましたが、法人税率が大幅に引き下がります。配当に対する税負担の計算をしますと、今の税負担と変わらない。そういう意味で、二五％の源泉分離課税にすることによって、二重課税の調整の議論は当面おしまいだ

ということを、財務省は言っております。

日本の場合、二重課税の問題をどう考えていくかという問題が残るのですが、これはひとえに所得税の税率、法人税の税率、配当所得にかかる税率、この三つの比較の中で考えていくしかないということだと思います。どこか低くなり、トータルとして配当にかかる税負担が低くなっていけば、二重課税の調整の必要性も低下する。しかし、ある程度高い場合は、ドイツが今やっておりますように、半分だけ所得に入れて、事実上低減するという方式での調整が必要になるであろう、そう考えています。これは、もし御質問があれば、私の考え方を少しお話ししたいと思います。

五、おわりに

(1) グランドデザイン・五つの柱

私は、ジャパン・タックス・インスティテュートを経団連の支援のもとで経営しています。このホームページ、japantax.jpを見ていただければ、私の考え方が出ております。(資料33頁)

私はグランドデザインとして五つの柱を提言しています。

第一に、安心・安全の社会建設のための公共サービスを提供できる財源が要る。財政赤字三％以内というようなヨーロッパ型の財政ルールを作って財源を確保していくことが重要ではないか。第二に、格差社会に適切な対応を行うような税制を構築する必要がある。

第三の柱として、資金効率の向上と老後資金を

自助努力で賄うところに税制支援をするような優遇税制をくつつけた金融所得一元課税を早く完成する。

第四の柱は、法人税の改革をしなければいけない。これは、単に競争力の確保というだけではなくて、海外に出ている所得を戻してくる。我が国に海外投資をしやすくする、こういったためにも必要ではないか。今、欧米の企業は日本に投資するときに、シンガポール経由で孫会社をつくって進出するというプランニングを行っているが、それのないような税率にする。

第五に、地方分権の話。

以上五本の柱を考えています。

(2) 具体的税制改革案

具体的提言としては、以下のことを考えています。(資料34頁)

二〇一〇年代をにらんでの話ですが、消費税を軽減税率は設けずに、5%引き上げて、そのうちの2%分は社会保障目的に使い、残りの3%で抜本的税制改革を行う。一つは給付付きの税額控除の導入。イギリスが入れておりますような税制を、消費税を引き上げたときの逆進性対策として、あるいは格差問題、少子化対策として入れていく。それから、二元的所得税の特定口座を活用した貯蓄優遇税制を導入する。さらに、法人実効税率を40%から30%に引き下げる。これには五兆円かかりますので、ちょうど消費税2%分です。そういうことを提案しております。

最後は駆け足になりましたが、以上でとりあえず私の考えていることを御説明させていただきます。(拍手)

高橋理事長 どうもありがとうございます。最近の各国、世界の税制の流れを踏まえた解説あるいは具体的な御提言をいただいたと思います。大変参考になったと思います。どうもありがとうございます。

それでは、若干お時間をいただいておりますので、御質問なり御意見をお持ちの方は御発言をいただきたいと思います。

皮切りに私の方から。

最後のほうで述べられた二重課税の話なのですが、ドイツの二重課税の話は、二五％一律になって、全体の負担は前と変わらないのではないかと。いう話なのですが、利子のほうも同じ税率になっています。法人のほうでは支払利子は費用になっているとすれば、配当のほうでは負担は変わらない、前と同じだといっても、利子との取り扱いの不公平さというのは、二重課税という意味で残る

のではないかと思います。

それに関連して、今日本でも金融一元課税が議論されているときに、一元課税にする以上、税率は全部同じでなければいけないかという議論があります。本則に戻せば全部二〇％でそうなのではないかということで、一元課税、損益通算の範囲を利子まで広げる話と税率を全部そろえる話が一体であるという議論をされているのですけれども、今森信さんの御意見で、配当の課税を半分にするばいいのではないかということに触れられたと思います。ドイツの例とも絡んで、その辺をもう少し詳しく話していただけますでしょうか。

森信 ドイツでは、二重課税の調整の問題は非常に大きなイシューになっておりますが、直接金融と間接金融の中立性ということは、意識があまりないようです。ユニバーサルバンクの国で、あまり中立性に意義を見出せないのかもしれませんが。

アメリカの場合は、インベストメントバンクとコマーシャルバンクとが競争していますから、中立性は非常に大きな問題になっていると思います。

ドイツの税制改革の中で、実は法人の利子控除を一部否認する改正が行われています。彼らの説明では、オランダに持ち株会社をつくって、そこからドイツに子会社をつくってオペレーションするというプランニングへの対抗策です。子会社からオランダの会社に利子の支払いという形で所得を移転することを防止する規定です。

日本でも過小資本税制というのがありますが、ドイツでは、グループ会社だけでなく、一般的に利子の過大な支払いを否認する規定が今度できるようです。ドイツでは、利子と配当の問題が、二重課税の問題だけではなくて、広く議論されているなどという感じを持ちました。

後の御質問の、日本における金融所得税制改革のこれからの方向ですが、私が提案しておりますのは、税率はそろえないと一体化ができないので、本則の二〇％に戻すべきじゃないかと思っています。そのかわり、日本の場合には二重課税の調整という問題が残っておりますし、貯蓄から投資への政策、個人投資家の長期的な株式保有の促進も必要なので、配当所得の二分の一を入れて実質軽減するという形が一番現実的ではないかと思っています。恐らく、そういう方式は、特定口座の中でも十分ワークするのではないかと思います。

高橋理事長　ありがとうございます。

何かそのほかの点で御質問、御意見等ございませんでしょうか。

質問者　今の点に関連するのですけれども、ドイツは配当の二重課税を考慮して、対象所得を半分にすると。それで、パーセンテージは一緒にな

る、一律課税だと。それは、結局は今の日本において二重課税があつて、二〇が一〇になっているのと、実質的には同じ効果とはいえないのでございますか。

森信 同じことだといえます。二〇を一〇にしていると、一体化ができないという問題があります。私は一体化が、リスクテイク能力を広くできるということで重要だと思います。

ドイツでもそれは強調しておりました。キャピタルロスがあつた場合、定期預金利子や配当と相殺してくれることになると、よりリスクテイクができます。

質問者 両方を一緒に改定しないといけないだろう、両方一緒に考えろ、こういう御趣旨でございますか。一体化するというのがメインだということですか。

森信 一体化がメインだと思います。一体化の時

の税率は二〇％にそろえた上で、配当は二重課税という問題が厳としてあるので、どのぐらいあるかは非常に難しいですけれども、二分の一か四分の三か、そんな形で負担を軽減できればいいのではないかと思います。

高橋理事長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

もう一つ関連して、ドイツの一体課税が、これはまだ今設計中で、再来年からですか、実施されるのですが、日本の特定口座のようなものができるとして、利子もキャピタルゲインも配当も、全部その特定口座に入るような姿を想像していいのでしょうか。

森信 私が聞きましたのは、ドイツの銀行業界のほうから申し出があつてそういう税制にしたということと、それからドイツの場合はユニバーサルバンクで、基本的には個人の口座の中でそいつ

たあらゆる金融商品が一括的に行われているのだ
と思います。日本みたいに業態が分かれていませ
んから、本人確認をした口座の中で、利子も配当
もキャピタルゲイン、ロスも全部把握できるの
で、わが国の特定口座のようなものでしょう。

ただ、こうもいつていました。番号はあつたほ
うが いい、年末に納税者番号を導入する法案を提
案している、通るかどうかはわからない、通らな
くても、金融所得一体課税は可能だといつていま
した。

高橋理事長　ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございませんでしょうか。

それでは、時間も過ぎておりますので、この辺
で閉会にしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。(拍手)

(もりのぶしげき・
中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長)

(本稿は、平成一九年九月一四日に行われた講演会の
記録で、文責は当研究所にある。)

森 信 茂 樹 氏

略 歴

現職 中央大学法科大学院教授

ジャパン・タックス・インスティテュート所長

学位 法学博士（租税法）

1950年 広島市生まれ

1973年 京都大学法学部卒業、大蔵省入省

1979－1980 東京国税局 茂原税務署長

関税局、国際金融局、銀行局の課長補佐を歴任

1981－1983年 在ソ連日本大使館 一等書記官

1983－1985年 在ロスアンジェルス総領事館 領事

1988－1991年 ロンドン駐在大蔵省参事（輸銀出向）
（兼国際金融情報センターロンドン事務所長）

1991年 大臣官房企画官（証券局）

1992年 証券局 調査室長

1993年 主税局 調査課長

1995年 主税局 税制第二課長

1997年 主税局 総務課長

1998年－2001年 大阪大学法学研究科教授（租税法、租税政策）

2001年 東京大学法学部政治学研究科（ビジネスローセンター）客員教授
（兼務）

2001年－2002年 財務省財務総合政策研究所次長

2003年－2004年 東京税関長

2004年 ブリントン大学客員研究員・講師、コロンビアロースクール客
員研究員

2005年 財務省財務総合政策研究所長

2006年12月 財務省退官、日本租税総合研究所所長

2007年7月 ジャパン・タックス・インスティテュートに改組

著 書

「日本がよみがえる 租税政策」（中公新書 ラクレ2003年）

「わが国所得税課税ベースの研究」（日本租税研究協会 2002年）

「日本の税制」（PHP 新書 2001年）

「日本の消費税」（納税協会連合会 2000年）

「大学教授物語」（時評社 2000年）

「欧州金融新秩序」（日本経済新聞社 1991年）

「ソ連経済最新事情」（東洋経済新報社 1983年）他

英語論文

“Capital Income Taxation and the Dual Income Tax” (Discussion Paper
Series of PRI of MOF, June, 2004)

“Japanese Tax Reform toward Vitalizing Japanese Economy” (Discussion
Paper Series of PRI of MOF, March 7, 2003)

“Comparison of Japanese and U.S. Tax Bases and Changes of Tax Base in
Japan” (Discussion Paper Series of PRI of MOF, October 15 2002)

“The Importance of Fiscal Consolidation for Sustained Economic Recovery in
Japan” (Asian Economic Papers No.1039)

新たな税制改革の潮流 と抜本的税制改革



- 一 公平から効率へ
そして格差是正も

証券経済研究所講演
中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長
森 信 茂 樹

世界の潮流

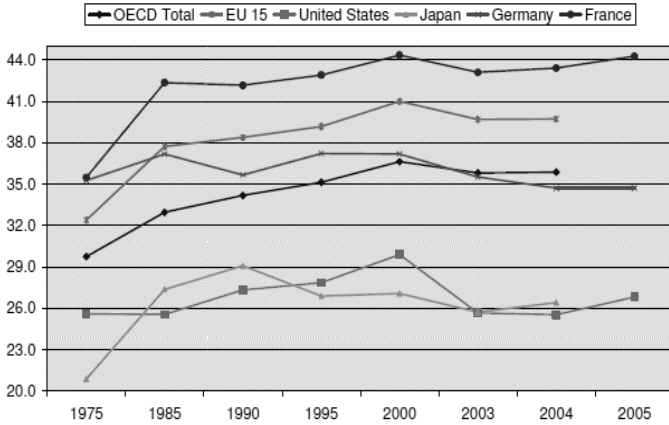
その1 公平から効率へ

- 一 所得税率・法人税率の引き下げ
- 一 資本所得の分離・低率課税

その2 税と社会保障の一体化

- 一 税制の所得再分配機能低下への対応
格差問題、就労促進、少子化対策としての
給付付税額控除の導入・拡充

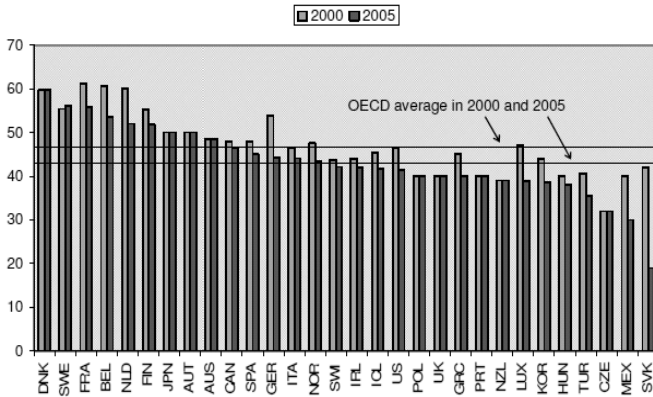
Figure 1. Tax-to-GDP Ratios in the OECD-area¹ (1975-2005)



1. 2005 figures are lacking for some countries.
Source: OECD (2006c)

2

Figure 4. Top statutory personal income tax rates on wage income¹ (2000 and 2005)

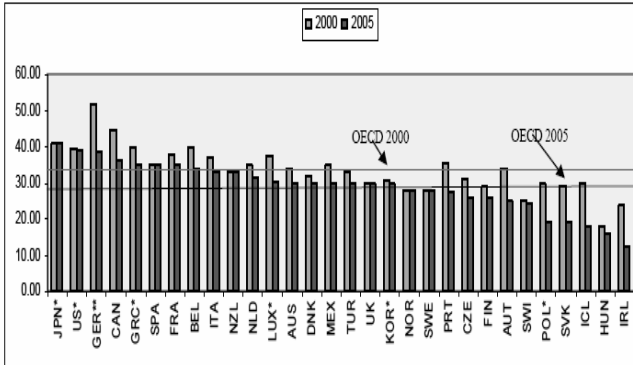


1. The statutory personal income tax rate on wage income applicable at the highest income threshold for single individuals.

Source: OECD Tax Database 2006.

3

Figure 3. Statutory Corporate Income Tax Rates, 2000 and 2005¹



1) 2004 figures for countries marked * (for the US sub-central rates in 2005 are assumed to be equal to those in 2004). The government in Germany (**) has recently proposed to reduce the federal rate from 25 to 19 per cent, which will reduce the combined rate to from 38.9 to 33.6 per cent if implemented.

Source: OECD (2005b).

4

新たな潮流その1 公平から効率へ

国際競争の広がりの中で税負担の引き上げが限界にし、効率的で成長志向の税制改革が行われ始めた

- 北欧二元的所得税
資本所得と勤労所得を分けて別の税体系で課税
- オランダボックス・タックス
同上(みなし利益率4%に30%課税)
- ドイツ税制改革
利子・配当・キャピタル・ゲインは25%の源泉分離課税(2009年より)
- ブッシュ税制改革諮問委員会提言
第1案—配当非課税、キャピタル・ゲイン4分の1課税、利子総合課税
第2案—配当・キャピタル・ゲイン・利子15%課税
- ロシア・東欧諸国の税制改革

5

IMFの税制の見方(07年6月政府税調)

「グローバルした世界の中で、資本所得に対する税制のグランドデザインとしては、

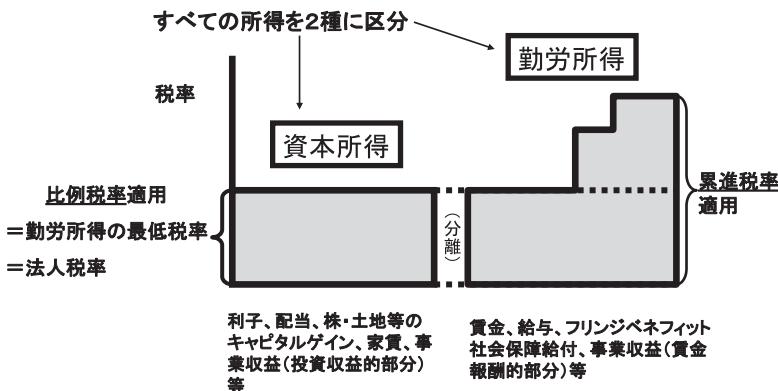
- ・包括的所得税 ・支出税
- ・二元的所得税 ・フラット・タックス

の4つが考えられる。包括的所得税は、キャピタルゲインにたいする執行の困難さ、海外への所得逃避の問題を抱えている。多くの国はVATを導入することにより、実質的に支出税の考え方を取り入れている。二元的所得税は、支出税に比べて累進性を高めることが可能となる。フラット・タックスは、所得税の課税ベースの拡大と税率の引き下げとを組み合わせた点にメリットがある。」

6

二元的所得税

—S.Cnossen, "Dual Income Tax"(1997)に基づく概念図—



(政府税制調査会資料を加
工)

消費課税

消費(C) (1)

= [所得(Y) - 貯蓄(S)] (2)

= [賃金(W) + 利子(R) + 利潤(P)
+ 減価償却(D) - 設備投資(I)] (3)

(1) VAT・消費税

(2) 支出税(直接税)

(3) 加算型付加価値税、フラットタックス

Iの控除を認めずDのみの場合には所得型になる—CBIT、BOX・TAX、変形二元的所得税

8

ドイツの税制改革

- 財政再建のための付加価値税の引き上げ(2007)
VAT16%から19%へ、1%分は失業保険料の引き下げへ充当。あわせて所得税最高税率を引き上げ(42%から45%)
- 国際競争力確保のための法人税改革(2008)
法人実効税率を39%から30%へ
法人税は25%から15%へ
- 二元的所得税・金融所得一元課税(2009)
利子・配当・キャピタルゲイン25%の源泉分離課税

9

オランダの税制改革(2001年)

1、所得税改革

・所得税の課税ベースの拡大—基礎控除等の人的控除を所得控除から税額控除に。低所得者対策として、児童税額控除や勤労税額控除の導入

・税率の引き下げ—33.9～60%から、32.35%～52%へ

2、ボックススタックスの導入

・金融所得に対する適正な課税を行うことを目的に、所得を3つのボックスに分類。ボックス3は、富裕税に代わるものとして導入。資産からの収益率を一定(4%)とみなし、資産価格の1.2%を税額とする税制。

ボックス1	勤労・事業・居住用住宅からの所得	33.6%～52%
ボックス2	大口株主・出資者の持ち分所得	25%
ボックス3	資産からのみなし収益	30%

10

米国税制改革案の比較

	第1案—簡素な所得税制案	第2案—成長及び投資税制案
家計		
税率	15、25、30、33%	15、25、30%
受取り配当	非課税	15%で課税
株式譲渡益	4分の1だけ総合課税	15%で課税
受取利子	総合課税	15%で課税
(注)1案も2案も、税率構造を簡素化、代替ミニマム税を廃止、住宅ローン利子控除、慈善寄附金控除等の各種項目別控除については、整理・縮減。人的控除(基礎控除、扶養控除に類似)、概算控除、勤労所得税額控除、子女税額控除等の各種控除を家族税額控除勤労税額控除の2制度に統合。		
法人		
税率	31.5%	30%
事業体への課税	大規模企業は、組織形態に関わらず法人課税	あらゆる事業体について同等に課税
投資	簡素な加速度償却	即時損金算入
支払利子	現行どおり	金融機関以外控除できず*
受取利子	現行どおり	金融機関以外非課税
国際課税	外国所得非課税	仕向け地課税(国境調整) 11

背景

- 包括的所得税の問題点が浮き彫りになってきたこと（課税ベースの狭さ、税制の複雑さ、足の速い所得の問題、租税回避の蔓延等）
- 二重課税の問題、直接金融と間接金融の中立性の問題が、貯蓄・資本不足経済のもとでクローズアップされてきたこと（インピュテーションの脱落等）
- 代わりの税制として、消費課税の分野において、選択肢が出てきたこと
フラットタックス、Xタックス、二元的所得税（金融・資本所得を分離して軽課）、小売売上税、VAT、IRA

12

新たな潮流その2 税と社会保障の一体化

背景

- 国際競争の激化等による所得格差の拡大、モラルハザードの社会保障政策への対応の必要性
- 高齢化のもとでの財政資金の効率的活用
- 税制の消費課税化に伴う所得再分配機能の低下

政策

- 就労促進、少子化対策としての給付付税額控除の導入・拡充（税と社会保障の一体化）

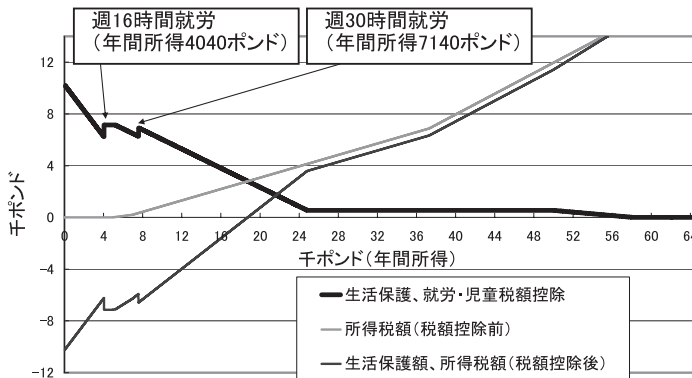
13

世界のジニ計数比較

	Gini	P90/P10
Australia	30.5	4.1
Austria	25.2	3.3
Belgium*	27.2	3.2
Canada	30.1	3.8
Czech Republic	26.0	3.0
Denmark	22.5	2.7
Finland	26.1	3.1
France	27.3	3.4
Germany	27.7	3.5
Germany old Länder	27.5	3.5
Greece	34.5	4.8
Hungary	29.3	3.6
Ireland	30.4	4.4
Italy	34.7	4.6
Japan	31.4	4.9
Luxembourg	26.1	3.2
Mexico	46.7	9.3

14

就労・児童税額控除額と所得税額(子供2人のケース)



(出所)財務総合政策研究所研究部

15

新たな税制改革の潮流と抜本的税制改革

主要国のEITC比較（資料：財政経済部）

	韓国	アメリカ	イギリス	フランス
名称	勤労奨励税制	EITC	WTC(Working Tax Credit)	PPE (Prime pour l'Emploi)
導入	2006年 (08施行)	1975年	・ 88 : Family Credit ・ 99 : WFTC ・ 03 : WTC	2002年
運営主体	国税庁	国税庁	国税庁	国税庁
適用単位	世帯	世帯	世帯	世帯
最大給与額（ 子供2人）	₩80万 (11万円)	\$4,400(53万円) (05年)	3,875(98万円) (05年)	€605(10万円) (05年)
最大所得 (円)	₩1,700万 (224万)	\$37,263(450万) (05年)	13,910(335万) (05年)	€24,547(400万) (05年)
受給世帯 (04年基準)	31万世帯 (全体の1.8%)	220万世帯 (19.5%)	180万世帯 (7.3%)	880万世帯 (25.9%)
予算 (04年)	₩1,500億(政府支 出の0.08%)	\$380億 (0.81%)	43.5億 (1.14%)	€24.5億 (0.3%)

16

我が国の抜本的税制改革 —世界の潮流を踏まえた税制改革

1、効率的な税制

法人税改革

金融所得課税

2、格差問題・少子化対策

税と社会保障の一体的設計(給付付税額
控除)

17

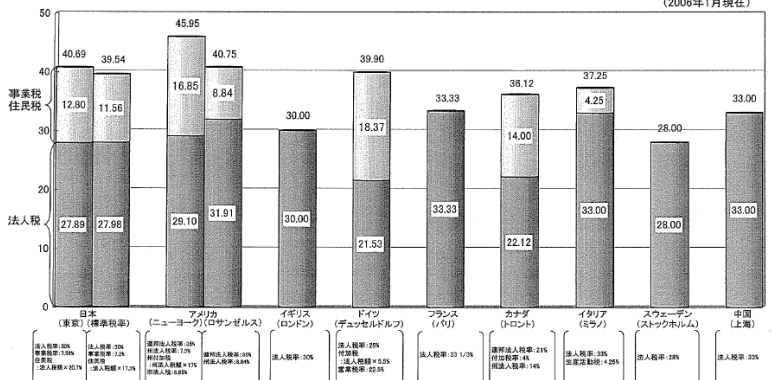
法人課税をめぐる問題点

- ・ わが国法人所得課税の負担は高いか
実効税率による比較
社会保険料の取り扱い
- ・ 低下する米国法人実効税率とその原因
新会社法等と租税回避
- ・ 地方分権・税源移譲論と地方法人課税(2税)
の見直し

18

法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)

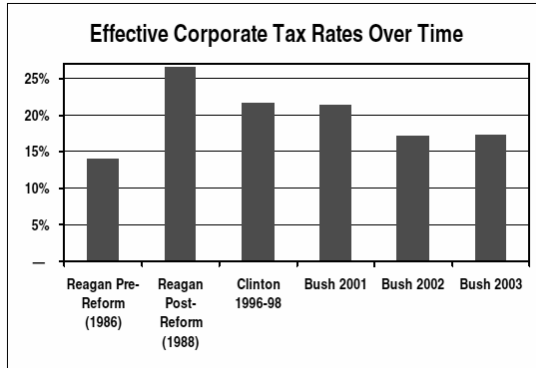
(2008年1月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する税負担の一部が繰越控除されることを踏襲した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の法人事業税については、外税標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値課税及び資本利が課税される。
 3. アメリカでは、一部の州で、法人所得課税のほか、支払い総額等に対して課税される場合がある。
 4. ドイツの法人税は課税所得の乗数(0.55)・付加税は連利税である。なお、定率税は市町村税であり、営業収益の5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率(デュッセルドルフは45%)を乗じて税額が算出される。
 5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3%)が課せられ、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から78.2万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算上にはこの控除効果は反映されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人所得課税及び乗数(地方税)が課税される。
 6. カナダの連邦法人税の基本税率は28%であるが、州法人税(連邦税の15%相当額)及び一般法人税(連邦税の7%相当額)が課税されるため、税率は21%となる。なお、付加税は連利税であり、連利基本税率(3%)を用いて算出した額となる。州法人税(連利税)を控除した後の税率は20%と課税される。また、付加税の税率は乗数により異なり、一部の乗数では12%となる。
 7. イタリアの法人税は連利税、生産活動税は乗数(乗数として60.40)である。
 8. 中国の法人税は中央税と地方政府の乗数(乗数として60.40)である。

19

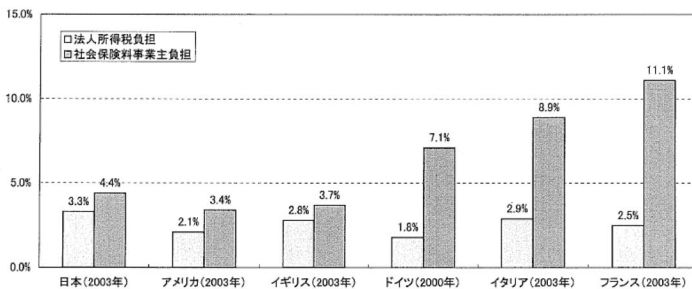
275社の法人実効税率の推移



出典Corporate Income Taxes in the Bush Years

20

法人税と社会保険料の負担の国際比較

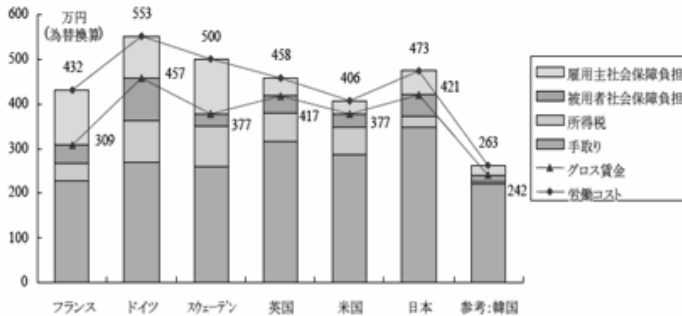


(出所) OECD「Revenue Statistics 1985-2004-2005 Edition」

(備考) 法人所得税、社会保険料事業主負担をそれぞれ名目GDPで割った数値を国際比較したもの

21

製造業労働者一人当たりの年間総労働コストの国際比較（2004年）



(注1) 期中平均為替レートで円換算。労働者の所得水準を比較する場合は、PPPを用いることが一般的であるが、ここでは、国際競争上の企業のコスト比較を行っているため、平均為替レートを用いている。

(注2) 製造業の平均所得のフルタイム労働者で比較。

(出所) OECD Taxing Wages

22

地方の法人課税の問題

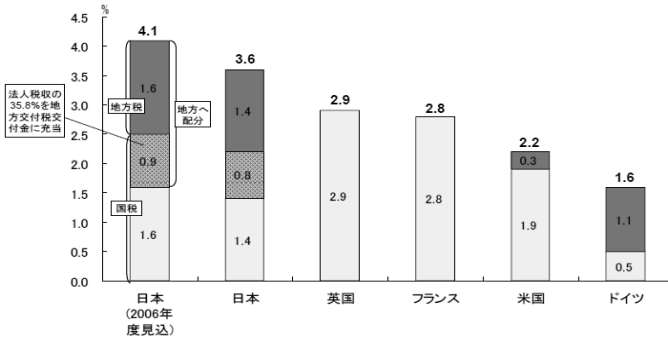
- ・(他の先進国と比較して)高い法人税収割合
- ・不安定な税収と税収の偏在（これらが表面化しないのは地方交付税制度があるため）
- ・受益と負担のアンバランス・不明確化
- ・選挙権のない法人への重課
- ・国際競争力の問題(租税輸出)

→地方税は「法人課税から消費課税へ」(ドイツ税制改革の例)が世界の流れ

23

新たな税制改革の潮流と抜本的税制改革

国・地方別の法人所得課税負担(対名目GDP比)の国際比較



(注1) データは日本の2006年度見込みを除き2004年度。

(注2) 法人所得課税の定義は、OECDの区分による。日本の地方の法人所得課税には、法人住民税均等割・法人事業税の外形標準分も含まれている。

(注3) ドイツは、2001年に行われた法人税制改革に伴う移行措置の影響で、法人所得税収が一時的に減少している可能性がある。

(注4) 米国には、連邦政府の税制優遇措置（主なもので約5.3兆円）や州・地方政府の企業誘致のための税制優遇措置がある。なお、我が国の法人税における租税特別措置法による減収額は約1.35兆円（2003年度）。

(出所) OECD Revenue Statistics 2005

24

法人事業税の問題点

- 本来は付加価値税
- 現行税制は、所得課税と外形標準課税のハイブリッド
- 外形部分は、公平・簡素・中立の観点から問題あり
- 複雑な税制—高いコンプライアンスコスト
- 国境調整ができず、外税控除の対象とならない
- 法人税の負担—税の転化・帰着の議論をする必要あり
- 抜本時に、法人事業税の消費税化を検討

25

地方分権と税源移譲

- ・ 国から地方へという「垂直的税源配分」と、東京から地方へという自治体間の「水平的財源配分」の組み合わせが必要(人口一人当たり東京税収は沖縄の3倍)。
- ・ 「水平的調整」の方法は、7倍弱の格差のある法人2税(法人事業税と法人住民税)の配分を、地方消費税の配分メカニズム(小売額と人口等によって都道府県・市町村に再配分)による均等化。自治体間格差は2倍程度に縮小。
- ・ さらに、法人2税を共同税とし一人当たり税収を均等化するアプローチもある。
- ・ 将来的には、法人2税と消費税の税源交換。
- ・ この上で、国・地方の役割分担を見直しつつ、「垂直的調整」として、交付税・補助金を財源とした税源移譲が必要。
- ・ 「霞ヶ関の事業官庁、財務省、総務省、東京都、地方自治体が、それぞれ自らの権限である補助金(事業官庁)、税源(財務省と東京都)、交付税(総務省)、むだな歳出(自治体)を手放す「一両損」の改革を行なうことによってはじめて、ニーズに応じた公共サービスと行財政改革が行なわれ、住民(国民)の得(利益)が確定する。

26

金融所得の一元化と貯蓄優遇税制

- 1、金融商品や金融所得ごとに異なっている課税方式を均衡化(分離して同一の税率水準にする)する
- 2、投資家のリスクテイク能力を高めるため金融所得間の損益通算、損失の繰越を認める
- 3、運用益を一定の範囲で非課税にする(米国ロスIRA、英国ISA)

27

米国の貯蓄優遇税制案(大統領提案)

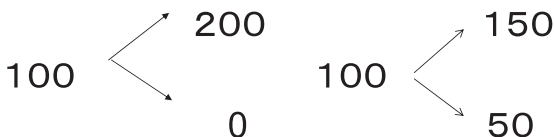
- 個人年金...現行のIRA(個人退職勘定: 拠出時非課税, 引出し時課税)及びロスIRA(拠出時課税, 引出し時非課税)を拠出時課税, 引出し時非課税のRSAに一本化。年間拠出限度額を4,000ドルから5,000ドルに。
- 企業年金...現行の多くの確定拠出型年金プラン(401(k)等)を統合し, 拠出時非課税, 引出し時課税のERSAとして一本化。年間拠出限度額等は401(k)に準じ、2007年で15,500ドル
- その他...貯蓄目的に制限の無い貯蓄優遇勘定として, 拠出時課税, 引出し時非課税のLSAを創設。年間拠出限度額を2,000ドルとする。
(2008年より施行, 10年間の減収額△21億ドル)

28

リスクテークとキャピタルゲイン課税

・シャウプ勧告前文(昭和24年)

「重要な部分は、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである。」



29

金融所得特定口座制度(仮称)

- 特定口座制度の概要

証券会社に開設された口座を通じて売買された株式の譲渡益について、20%(国・地方、5年間は10%)の源泉徴収で納税が完了、証券会社が記録した取得価格と譲渡価格から実譲渡益を計算し源泉徴収を行い申告を不要とする(事実上の源泉分離課税)制度。

- 金融所得特定口座制度(仮称)へ

預貯金利子・配当所得・変額保険配当等を加え、口座内のすべての金融所得を合算、金融機関が損益通算、源泉徴収を行い申告不要(繰越は除く)とする。

本来源泉徴収制度になじまないキャピタルゲインを含めた金融所得について、通算や税額計算をしたうえで、源泉徴収により課税関係が終了する制度で、納税者・徴税側双方における簡素性と正確性においてきわめて優れている。「日本発のグローバルスタンダードな税制」。

30

具体的金融商品

まず個人向けの主要な金融商品

- 利子所得—預貯金利子、公社債利子、公社債投資信託の収益分配金
- 配当所得—上場株式、公募株式投資信託の収益分配金
- 株式譲渡益所得—上場株式、公募株式投資信託の譲渡益
- 雑所得—割引債償還差益、外貨建て預金元本の為替差益
- 非課税所得—公社譲渡益、公社債投資信託譲渡益
- 先物・オプション取引、生命保険(死亡保険金等は除く)等

喫緊の課題(2008年度改正)として対応すべきは、配当所得の一体化。

- 配当所得は基本的に総合課税となっており、分離課税に改める。株式の長期投資を促進する効果が期待される。
- 公募株式投資信託の分配金(解約・償還益)も。

31

二重課税の調整

- ・ インピューテーションー二元的所得税をとる国では、導入している国とそうでない国がある。EUでは、資本移動の自由を妨げ、税制を過度に複雑化させるので、排除された。かわりにドイツでは所得の2分の1を課税
- ・ 「一体課税」の結果、金融所得が勤労所得より相当低くなる場合には、調整の必要性は低下。配当税額控除制度や支払利子の損金算入の廃止も。配当所得軽減方式、配当の一部損金算入方式等法人段階での二重課税調整方式は考えうるが、簡素性のメリットを損なわないことが重要。
- ・ 配当への実効税率と所得税

日本 $40 + (1 - 0.4) * 20 = 52$ 所得税最高税率 50

ドイツ $25 + (1 - 0.25) * 25 = 44$ 所得税最高税率 45

米国 $40 + (1 - 0.4) * 15 = 49$ 所得税最高税率 45

32

グランドデザイン・5つの柱

- ・ 第1の柱ー安心・安全の社会建設のため、中規模程度の公共サービスを供給できる財源を確保。一般政府財政赤字のGDP比3%以内という、EUと同程度の財政ルールを設定。
- ・ 第2の柱ー格差社会・少子化社会へ適切な対応を行う税制の導入。勤労を通じて福祉を行う「ワークフェア」思想をキーワードとした税制(勤労税額控除)の導入。
- ・ 第3の柱ー老後資金を自助努力でまかなうことを支援する税制の導入。
- ・ 第4の柱ーわが国企業の国際競争力を確保し、海外への法人所得の流失を抑え、同時に外国企業のわが国への投資を行いやすくする法人税制の確立。
- ・ 第5の柱ー地方分権の確立とそれにふさわしい税制の確立。

Japan
Tax
Institute

33

具体的税制改革案



- 1、社会保障財源の確保と財政再建の目的のもと、消費税を5%引き上げ10%とする。増収分の2%は、社会保障目的に用途を限定。軽減税率は設けない。
残りの3%(財源7.5兆円)で以下の抜本的税制改革を行う
- 2、低所得者層(逆進性)への配慮、格差問題・少子化対策税制として、給付付税額控除制度を導入する。
- 3、個人資産の効率的・効果的運用を支援する税制として、金融所得の一元化の完成と特定口座を活用した貯蓄優遇税制を導入する。
- 4、法人実効税率を40%から30%へ引き下げる。
- 5、補助金と交付税の削減を財源とした数兆円規模の税源移譲を行う。

34